第67号議案

足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成20年6月10日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

足立区勤労福祉会館条例(昭和54年足立区条例第30号)の一部を 次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

(指定管理者選定審査会)

- 第15条の2 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査 を適正に行うため、区長の附属機関として足立区勤労福祉会館指定管 理者選定審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、前項に規定する選定審査に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が選定審査に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員 6 人以内をもつて組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部 改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和 39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区勤労福祉会館指定管理者選定審査会 | [

日額 7,000円

(提案理由)

指定管理者の選定に係る審査会を設置する必要があるので、この条例 案を提出いたします。